

写

受理番号	陳情第4号
受理年月日	平成29年8月16日

陳 情 書

所得税法第56条廃止の意見書を

国に提出することを求める陳情

〔陳情趣旨〕

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。しかも、2014 年からすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国 400 以上の自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は 2016 年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

以上の理由から、国へ意見書を提出して頂くことを陳情します。

〔陳情事項〕

1、所得税法第56条を廃止するように国に意見書をあげてください。

平成 29 年 8 月 16 日

二宮町議会議長
二見 泰弘 様

住 所 平塚市八重咲町 2 4 - 3 5
代表者 平塚民商婦人部
部長 高瀬 初江
電 話 0 4 6 3 - 2 1 - 1 6 3 1

